

# 児童手当 別居監護申立書

(宛先) 下関市長

私は、別居している児童を監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持していることについて、下記のとおり申し立てます。

記

## 1. 別居している児童について

(ふりがな) 児童の氏名	続柄	生年月日	住 所
			個人番号
しものせき はなこ 下関 花子	子	平成 21・12・19	山口市滝町1番1号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 . .

児童と別居しているが、児童を監護し、かつ、生計同一である場合は、この『別居監護申立書』の提出が必要となります。

※申立人が公務員の場合又は当該児童の個人番号を記載した別居監護申立書を既に提出しておりその状態が継続している者の場合には、個人番号欄の記載は不要。

## 2. 別居している児童の属する世帯について

(ふりがな) 世帯主の氏名	児童からみた 世帯主の続柄
しものせき りょうま 下関 龍馬	祖父

### 3. 別居の理由について

- (1) 仕事の都合上、単身赴任をしているため  
(2) 児童の進  
(3) その他 (3) その他 の場合は

記入がない場合、手当の受給資格の有無を審査  
できません。

児童を監護している状況を確認できないときは、受給資格がありません。

※「監護」とは、児童の面倒を見ており、監督・保護していること（面会や仕送り、健康保険の扶養などのいわゆれかがあること。）

#### 4. 別居期間

令和5年 4月 1日 から 令和8年 3月 31日まで

## 5. 監護、生計同一又は生計維持の状況（面会、什送り等）

面会	休暇中、帰省して面会する。	「監護」とは、児童の面倒を見てやる、監督・保護していること（面会や仕送り、健康保険の扶養などのいずれかがあること。）
電話	週3回程度。	
仕送り・その他	保険の扶養にとっている。妻が通帳を管理している。	

令和6年10月1日

【申立人】 (児童手当の請求者・受給者)

申立人は児童手当の受給者です。

※配偶者や児童ではありません。

住所 **下関市南部町1番1号**

氏名 下間 一郎